

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	有毒ガス検知器Aほか5点保守点検業務委託	07 医療・理化学 機器保守等 01 機器保守	キンパイ商事㈱	4,227,619円	令和7年2月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
2	令和6年度 自動体外式除細動器B点検業務委託	07 医療・理化学 機器保守等 01 機器保守	日本光電工業㈱	1,536,205円	令和7年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	
3	令和6年度 呼気終末炭酸ガス濃度測定器点検業務委託	07 医療・理化学 機器保守等 01 機器保守	日本光電工業㈱	2,942,197円	令和7年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	別紙のとおり	

## 随意契約理由書

1 案件名称

有毒ガス検知器Aほか5点保守点検業務委託

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する有毒ガス検知器（GX-2009、GX-8000、GX-2012、GX-6000）、二酸化炭素測定器（RX-515）及び高濃度硫化水素ガス検知器（RX-8700）は理研計器株式会社が製造したもので、これらの保守点検には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。当該資器材及びそれに関する消耗品の販売及びメンテナンス全般に関しては、理研計器株式会社から、大阪市消防局における当該資器材の修理・点検の窓口を担う代理店と認定された唯一の取扱代理店である上記業者以外では履行することが不可能である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備） （電話番号 06-4393-6508）

## 随意契約理由書

1 案件名称

自動体外式除細動器B点検業務委託

2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、自動体外式除細動器の点検を委託し、機器の性能維持及び安全性を確保するものである。

当該機器は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） 電話番号 06-4393-6627

## 随意契約理由書

1 案件名称

呼気終末炭酸ガス濃度測定器点検業務委託

2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、呼気終末炭酸ガス濃度測定器の点検を委託し、機器の性能維持及び安全性を確保するものである。

当該機器は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） 電話番号 06-4393-6627